

森林共同施業団地の取組を核とした民国連携の推進

山形森林管理署 業務グループ ○ 杉田 篤信
森林技術指導官 小林 貞成

1. はじめに

森林・林業の再生は現在の林政の最重要課題であり、国有林もそれに貢献することが重要である。森林・林業の再生へ貢献するため ①低コストを実現する施業モデルの展開と普及 ②林業事業体の育成 ③民有林と連携した施業の推進 ④森林・林業技術者の育成 ⑤林業の低コスト化等に向けた技術開発 ⑥林産物の安定供給への取組を強化することが示されている（平成 25 年版森林・林業白書）。当署においては平成 24 年度から低コストを実現する施業モデルの展開と普及をはじめとして、着手可能な事項から順次取り組んでいる。このような中、国有林は平成 25 年度より一般会計化し、これまで以上に民有林と連携し一体的な施業を推進することとしており、当署においても、③民有林と連携した施業の推進に特に力を入れて、取組を進めることとした。

民有林と国有林の連携（民国連携）の一形態に森林共同施業団地（以下「団地」とする）がある。民有林と国有林は別々に施業を行うのが通常であるが、コストが高くつくだけでなく、場合によっては他方の土地の制約から路網の整備ができず、木材の搬出を行えないこともある。このような箇所では団地を設定すれば、民有林・国有林の一体的、計画的な路網整備の推進や、路網・土場等の相互利用が可能になり、その結果、施業の集約化によるコスト削減、山元への利益還元を図ることができる。当署はこの団地の設定に取り組み、それを端緒に、更なる民国連携を進め、山形県の森林・林業の再生に貢献することとした。

2. 方法

当署管内は山形県の村山地域（図 1）としている。この村山地域の関係機関・団体（山形森林管理署、山形県村山総合支庁、山形県森林研究研修センター、山形県林業公社、市町村、独立行政法人森林農地整備センター、山形県森林組合連合会、森林組合）を構成員に『村山地域森林施業集約化部会』を発足させた。平成 24 年 2 月に第 1 回の部会（図 2）を開き、趣旨説明を行うとともに、各関係機関・団体に施業予定箇所のデータ提供を依頼した。そのデータを基に施業予定箇所を明示した村山地域の森林施業図面（1/5 万）を作成した。これを資料に平成 24 年 4 月に第 2 回、平成 25 年 3 月に第 3 回の部会を開き、施業の集約化および団地の設定について意見交換を行った。

さらに、団地設定に先行して取り組んでいる仙台



図 1 山形県村山地域

森林管理署の現地検討会へ参加したり、庄内森林管理署の団地候補地の検討状況について説明を受けるなどして、情報収集を行った。

このような活動を踏まえ団地候補地の選定を進めた。選定は、国有林と民有林が近接し、路網・土場の相互利用等で互いのメリットとなる地域を条件に進めた。加えて、第3回の村山地域森林集約化部会において、「民有林の場合、所有者の森林面積が小さく集約化に多大な労力を要するため、まずは所有面積の大きい所で設定できる場所を選んではどうか」という意見が出されたことから、山形県林業公社の公社林を対象に、団地候補地を絞り込んだ。



図2 第1回村山地域森林集約化部会

3. 結果及び考察

(1) 大井沢地区での団地設定の検討

団地設定の第一候補となったのが、西川町の大井沢地区である(図1)。部会で作成した森林施業図面(図3)から、大井沢地区は国有林に隣接してまとまった公社林があり、団地候補地として有望視された。

しかし、実際に大井沢地区の現地踏査を行ったが、林齢の割に木の生長は遅れていた(図4)。民有林では補助金が適用されるか否かが重要となるが、森林環境保全直接支援事業という補助事業が適用されるには5ha以上の集約化した面積と、間伐の場合平均10 m³/ha以上の搬出が必要である。大井沢地区では木の生長が遅れ、補助金の採用条件を満たせない恐れがあり、林業公社が間伐対象から当面の間除外したことから、団地設定は見送ることとした。

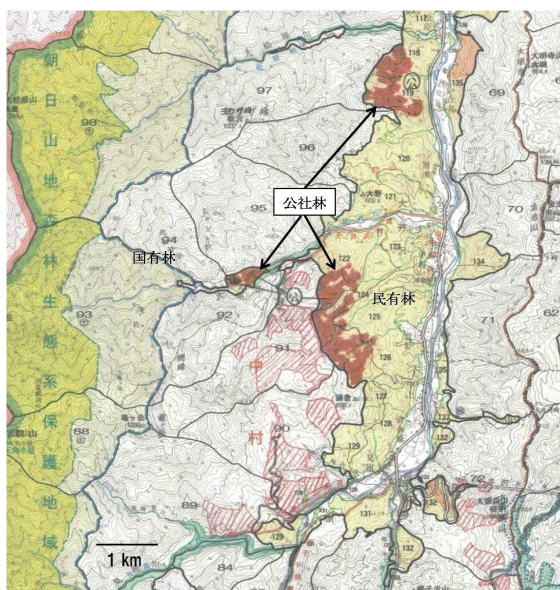


図3 大井沢地区の森林施業図面



図4 大井沢地区の現地踏査

(2) 畑・田代・岩野地区での団地設定の検討

大井沢地区での経験を踏まえ、補助事業の適用条件を満たすことを考慮し、団地候補地の再検討を行った。その結果、寒河江市と村山市にまたがる畑・田代・岩野地区が対象に取り上げられた(図1)。この地区では平均10 m³/ha以上の搬出間伐が可能であり、さらに公社林以外の民有林も多く近接している(図5)ことから、今後団地を拡大する観点からも団地設定にふさわしいものであった。そこで、この地区において団地を設定することで話が進んだ。

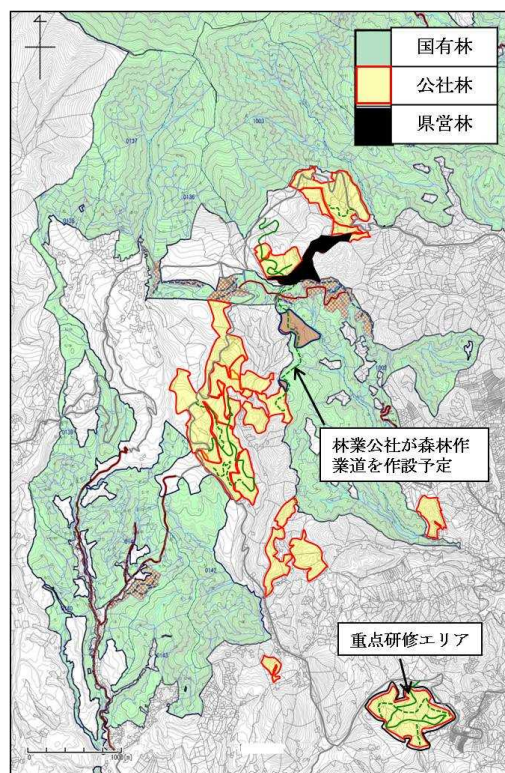


図5 畑・田代・岩野地区

(3) 森林整備推進協定の締結と団地の設定

平成25年11月26日、山形県村山総合支庁と山形県林業公社、当署の三者で『村山地域森林整備推進協定』を締結し、団地を設定することとなった(図6)。協定の対象区域は今後の団地の拡大を見込んで村山地域全体(山形県管内全域)とし、団地は畑・田代・岩野地区に設定した。本協定は三者が連携、協力し、村山地域の団地化を推進させ、合理的な路網整備、効率的な森林施業の実施・普及に資することを目的とするものである。



図6 村山地域森林整備推進協定の締結

本団地での林業公社の事業は森林環境保全直接支援事業の対象となり、さらに山形県独自の補助率の嵩上げが行われている。

団地の所有形態別森林面積等の内訳は表1の通りである。なお、通常の団地設定では土地の所有者がその土地に係る路網を作設するが、本団地では林業公社が国有林内に森林作業道を作設することとしている(図5)。さらに山形県森林研究研修センターと連携して、民有林・国有林を通じた研修や現地検討会を実施し、普及活動に活用する場として、重点研修エリアを設けた点も特徴的である(図5)。

表 1 団地の所有形態別森林面積等

所有形態	面積 (ha)	森林整備面積 (ha)	路網延長 (m)	
			林道	森林作業道
公社林	176	58	0	4,940
県営林	12	0	0	0
国有林	1,054	45	0	6,100
計	1,242	103	0	11,040

(4) 考察

まず、団地設定に取り組む中で、団地候補地となり得る箇所が予想以上に少なく苦労した。国有林は私有林の奥地に所在するのが常で、国有林へのアクセスに私有林を通ることはあっても、国有林を通して私有林へアクセスすることは少ない。このため、団地設定でメリットが大きいのは国有林であることが多く、相互でメリットが生じる私有林と国有林が入り組んでいるような箇所はごく一部に限られていた。また、当署管内の国有林野施業実施計画期間は平成 26 年度までで、施業予定箇所が限定されていたが、本来協定締結は、相互の計画の始期に行うことが理想と思われる。本協定においては協定期間の延長を前提として締結している。

加えて、机上での想定と実際の現場の状況は異なり、大井沢地区での団地設定は見送った。畑・田代・岩野地区においても現地踏査は十分だったとは言いがたく、林業公社が現場を熟知していたことで助けられた。団地設定の候補地に挙がったらなるべく早期に現地に行き、林況や路網の状況等について確認すべきであった。

さらに、今回は三者のみの協定締結となってしまった。とりあえずは大規模所有者同士で締結を行ったが、他の森林所有者にも参加を呼びかける必要がある。今後は近接する森林所有者に参加を働きかけて行きたい。また、私有林への補助金制度についても知識と重要性への理解不足を感じた。しかし、今回の団地設定で、私有林の補助制度について理解を深めることができた点は良かったと思っている。

当署において今回が初めての団地設定であったが、関係者との合意形成や集約化をはじめ、解決すべき課題が多岐に渡ることを感じた。今回の経験を活かし、新たな団地設定を引き続き進める考えである。

(5) 団地設定後の取組

協定締結後、早速 12 月に森林組合と打ち合わせを行った (図 7)。施業予定箇所の掘り起こしや、森林所有者への働きかけによる団地の拡充、次期国有林野施業実施計画と森林経営計画の施業箇所のマッチングに向け取り組むことを確認している。



また、大江町の林研グループ：光林会とも打ち合わせを行い、大江町の道海地区（図1）での団地設定について検討した。既存の民有林林道（大瀬川左岸線）と、国有林林道（道海林道）をつなぎ合わせ、相互にメリットのある施業ができないか意見交換を行った（図8）。今後、林研グループと一緒に、図面上の検討を進めるとともに、融雪後は現地検討を行う予定である。

さらに重点研修エリアを活用し、民有林と国有林で連携して研修・現地検討会を行うこととしており、それに向けて現地踏査（図9）や山形県森林研究研修センターとの打ち合わせを行うなど、調整を進めているところである。

今回の団地設定で民国連携の貴重な足がかりができたと考えている。今後は森林所有者への働きかけによる団地の拡充や市町村森林整備計画・森林経営計画作成の支援、技術者の育成や事業体の育成等を行い、民国連携を発展させる考えである。これらの取組を通じ、低コスト施業の普及・定着化や林産物の安定供給等を構築し、山形県の森林・林業の再生に貢献したい。

図7 北村山森林組合との打ち合わせ



図8 大江町道海地区



図9 重点研修エリアの現地踏査